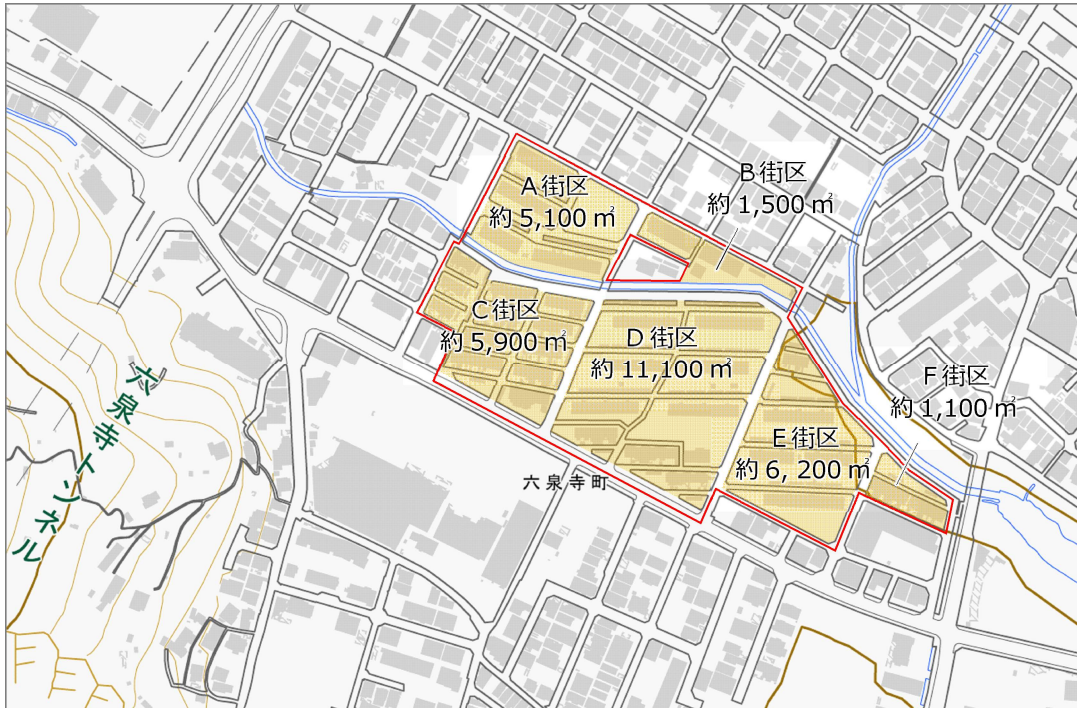


別紙1：事業用地

1. 事業用地の概要

事業用地の範囲は、下図、赤枠線で示す区域（以下、「事業区域」という。）のうち、市が保有する六泉寺町市営住宅が現に立地する場所（図中の橙色網掛け部）である。事業用地は、A街区からF街区までの6つの街区で構成される。



事業用地内の既存建物は住棟 34 棟、集会所 1 棟からなる。また、都市公園及び道路（図中の街区内部のものに限る）が所在する。水路北側の民地は、事業区域及び事業用地に含まない。



2. 事業用地の諸元

事業用地の諸元は以下のとおりである。

名称	六泉寺町市営住宅
所在地	高知市六泉寺町 22 番地
用地面積	約 30,871 m ²
用途地域	第一種住居地域
指定建蔽率	60%
指定容積率	200%
高度地区	—
道路斜線	勾配 1.25 適用距離 20m
隣地斜線	勾配 1.25 立上り 20m
日影規制	時間：8 時～16 時、測定点：4.0m 日影時間：5mライン 5.0 時間、10mライン 3.0 時間
その他	法 22 条区域 周辺市街地ゾーン（景観法） 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律） ※1 洪水浸水想定区域（水防法） ※2

※1 事業用地の全域が津波災害警戒区域に含まれる。詳細については、高知県の公表する「津波災害警戒区域 区域図」を参照のこと。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025122200051/>)

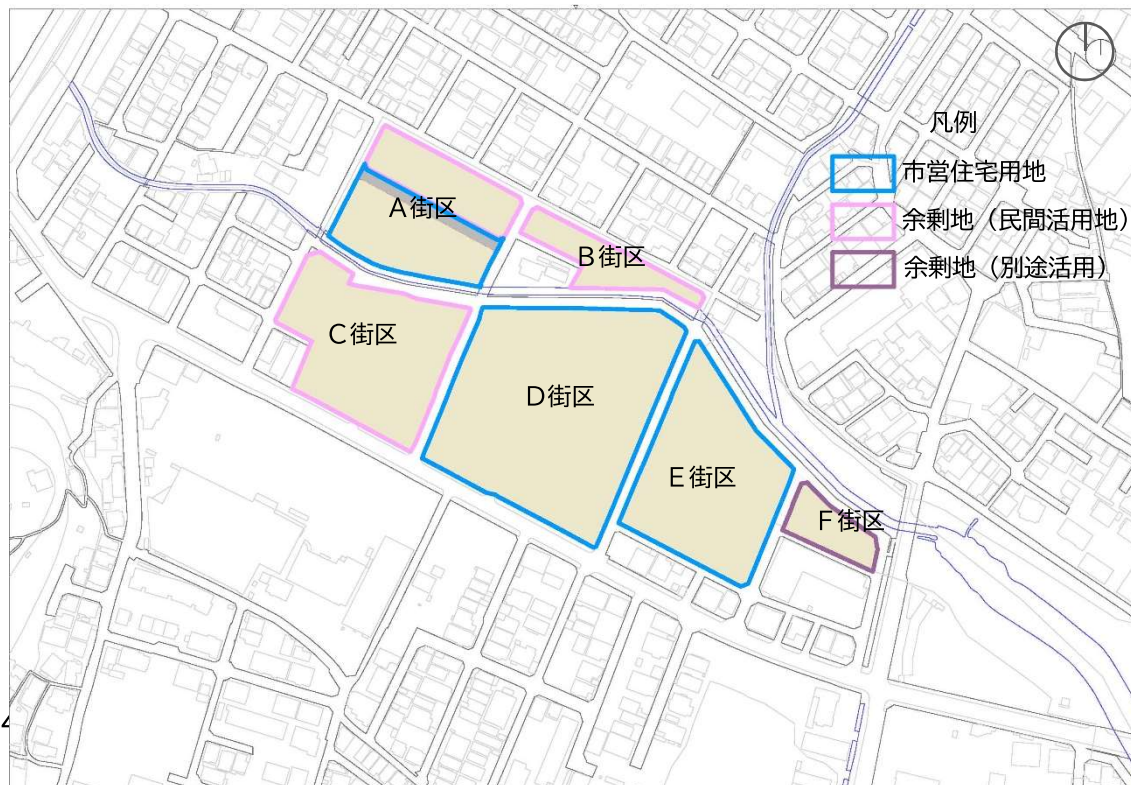
※2 鏡川水系鏡川、竹島川水系竹島川のそれぞれについて指定された区域に含まれる。

3. 土地利用計画

各街区を市営住宅用地、余剰地に区分する。

本事業では、市営住宅用地のうち D 街区において、市営住宅（第 1 工区）の新築住宅等を整備する（以下、D 街区を「新築住宅等整備用地」という）。

また、余剰地は、民間事業者が余剰地活用事業を実施する区域と、市が別途に活用を検討する区域とに区分する。



4. 事業用地と本事業の実施内容との関係

事業用地の各街区における、本事業の事業内容は以下のとおりとする。

		市営住宅建替事業		余剰地活用事業
		市営住宅整備業務	入居者移転支援業務	
A街区	北側	(入居者移転後) 解体	入居者の移転支援	(解体後) 余剰地の活用
	南側	(入居者移転後) 解体	入居者の移転支援	[対象外] ※市が別途に市営住宅 (第2工区) を整備
B街区		(入居者移転後) 解体	入居者の移転支援	(解体後) 余剰地の活用
C街区		(入居者移転後) 解体	入居者の移転支援	(解体後) 余剰地の活用
D街区		(入居者移転後) 解体 市営住宅(第1工区) 整備	入居者の移転支援	[対象外]
E街区		(入居者移転後) 解体	入居者の移転支援	[対象外] ※市が別途に市営住宅 (第2工区) を整備
F街区		(入居者移転後) 解体	入居者の移転支援	[対象外] ※市が別途に活用を検討